別添

# 仕様書

京都府警察が、航空燃料取扱業者（以下「業者」という。）から調達する航空燃料の仕様は、下記のとおりとする。

記

１　航空燃料の規格

調達する航空燃料は、国際標準規格（ASTM及びJIS規格）におけるJET A-1とする。

２　納入形態

航空燃料の納入形態は以下のとおりとし、検査により合格と認めた物品を納入場所に納入したときをもって、所有権が移転したものとする。

ア　納入場所

京都府警察航空隊給油取扱所地下タンク（以下「地下タンク」という。）

イ　納入方法

(ｱ) 航空燃料は、精油所から直接、航空燃料を輸送するタンクローリー（以下「燃料搬送車」という。）により納入すること。

(ｲ) １回の発注数量については８キロリットル程度とすることから、燃料搬送車については、JET A-1を専ら搬送しているもので８キロリットル以上の搬送能力があり、かつ給油口（規格：６５Ａ）に接続可能な車両で行うこと。

(ｳ) 燃料搬送車から地下タンクへは、動力ポンプを使用せず、重力式で納入すること。

(ｴ) 業者の航空燃料取扱専従者が、京都府警察航空隊担当者（以下「担当者」という。）立ち会いのもと納入すること。

(ｵ) 納入に当たっては、安全性を確保するとともに警察業務に支障を及ぼすことのないよう充分配意すること。

ウ　納入日

担当者の指定する日とする。

納入日は、やむをえない場合を除き５日前（精油所の稼働日）までに連絡するものとする。

エ　検査

納入に先立ち、以下の検査を実施する。

なお、検査基準値は精油所の規定値とし、不合格の場合の燃料は受領しない。

(ｱ) 書類検査

精油所が発行する以下の種類が添付されていること。

・出荷証明書（製品名、出荷された精油所名、出荷時期、数量等が記載された書類。）

・成分試験成績書（出荷された航空燃料の性能が記載された書類。）

(ｲ) 数量検査

(ｳ) 水混合検査

水検査器（ウォーター・デテクター）を使用して燃料の水混合検査を実施する。

(ｴ) 比重検査

精油所から出荷された燃料の品質確認のため、燃料の比重を測定する。

オ　令和８年12月１日から令和９年３月31日の調達予定数量

72,000リットル

３　航空燃料の単価等

契約締結日から１箇月毎に、原油CIF価格に基づく市場価格の変動により１リットル当たり１円以上の価格変動があった場合、協議の上、当該契約単価を変更するものとし、算出方法は次のとおりとする。

Ｎ月契約単価（１ﾘｯﾄﾙ当たり）　＝

※1　※2　※3　※4

基準単価＋変動額｛((Ｎ－２）月原油ＣＩＦ価格－10月原油ＣＩＦ価格）÷1,000｝

（消費税及び地方消費税を除く）

※１　「基準単価」は入札により決定した単価とする。

※２　「変動額」は「（Ｎ－２）月原油ＣＩＦ価格」から「10月原油ＣＩＦ価格」を減じ1,000で除した額（少数点第３位四捨五入）

※３　「（Ｎ－２）月原油ＣＩＦ価格」は、財務省貿易統計（財務省が毎月発表する貿易統計）における主要商品別輸入の原油及び粗油の価格の円／ｋｌを基にする。

※４　「10月原油ＣＩＦ価格」は令和８年10月原油ＣＩＦ価格の速報値の円／ｋｌを基にする。

※５　なお、契約期間中において政府による補助金の対象となった場合は、別途協議するものとする。